

令和3年9月14日

洞爺湖町議会令和3年9月会議
追加議案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第 2 4 号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

議案第24号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月14日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年10月における給料月額の特例措置）

- 17 令和3年10月1日から令和3年10月31日までの間に限り、特別職の給料月額については、第3条第1項の規定にかかわらず、町長にあつては同項第1号に定める額に100分の90を、副町長及び教育長にあつては、同項第2号及び第3号に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、当該期間内において退任する場合の特別職の当該退任の日における給料月額については、第3条第1項に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。